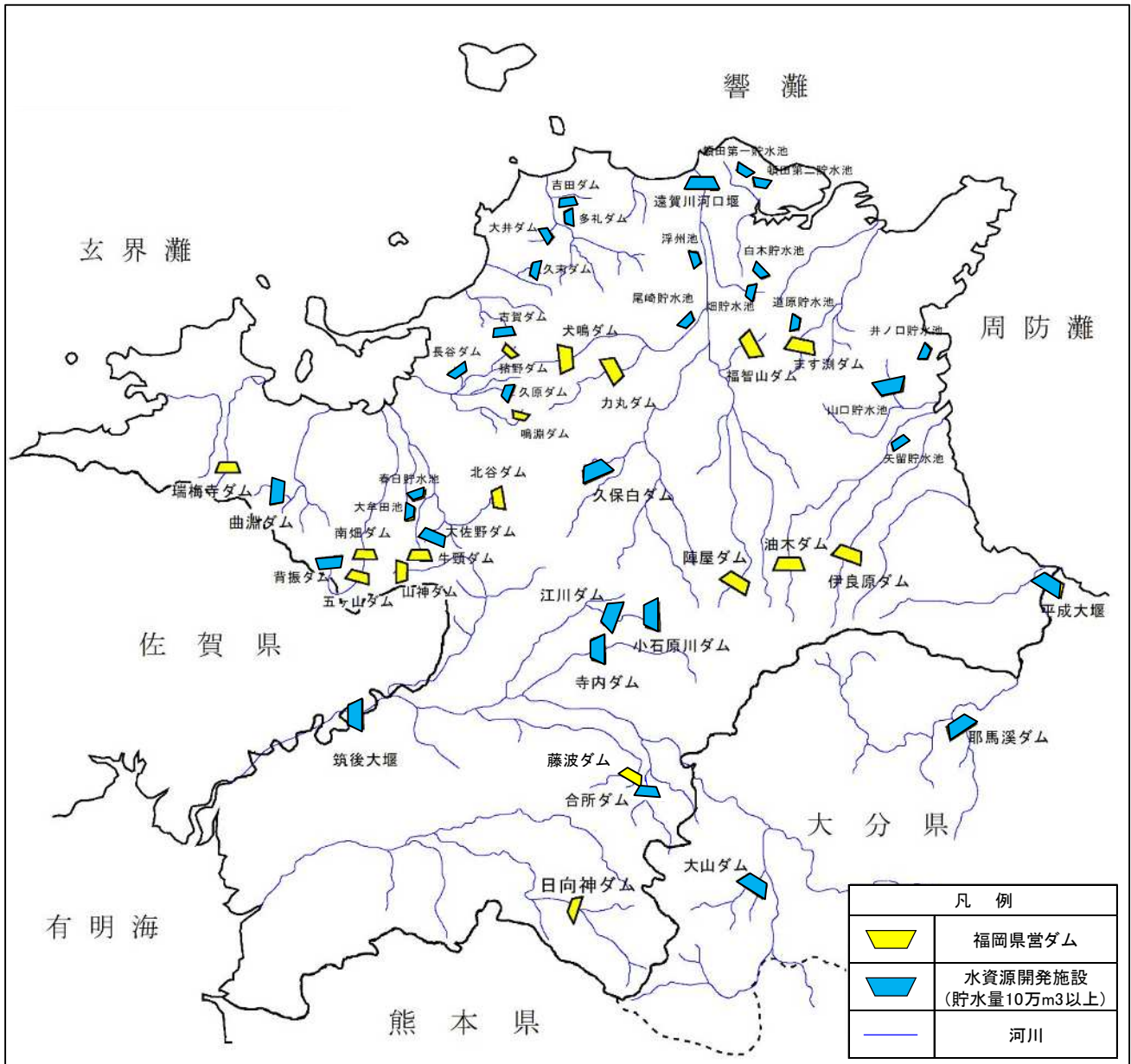


7 ダムの現況

(1) 概要

福岡県では、昭和28年の水害を契機として矢部川の上流に日向神ダムを建設したのを皮切りに、現在17基の洪水調節機能を有した県営ダムを完成させ、管理・運用しています。

一方、本県は水資源に乏しく、これまで幾度も渇水を経験してきました。このような中、増加する水需要に対応するため、現在までに県営ダムを含む56の水資源開発施設（有効貯水量約4億6千3百万 m^3 ）が建設されています。



ダム位置図

県内の主なダム諸元一覧

管理	ダム名	河川種別	水系	河川名	所在地	ダム形式 (※1)	洪水調節 ゲート	ダムの目的 (※2)							竣工 年度	総貯水 容量 (千m³)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	
								F	N	W	A	I	P	U					
県営 ダム	カ丸ダム	一級	遠賀川	八木山川	宮若市	G	有	●		●		●				1965	13,200	49.5	160.5
	犬鳴ダム			犬鳴川		G	無	●	●	●		●			1991	5,000	76.5	230.0	
	福智山ダム			福地川	直方市	G	無	●	●	●					2001	2,710	64.5	255.0	
	陣屋ダム			中元寺川	添田町	G	有	●	●	●		●			1974	2,650	48.5	205.0	
	山神ダム		筑後川	山口川	筑紫野市	G R	有	●	●	●					1979	2,980	59.0	307.5	
	藤波ダム			巨瀬川	うきは市	R	無	●	●				●		2008	2,950	52.0	295.0	
	日向神ダム		矢部川	矢部川	八女市	G	有	●	●				●		1959	27,900	79.5	146.0	
	南畑ダム	二級	那珂川	那珂川	那珂川市	G	有	●	●	●			●		1966	6,000	63.5	220.4	
	五ヶ山ダム					G	無	●	●	●				●		2015	40,200	102.5	556.0
	牛頸ダム	御笠川	牛頸川	大野城市	R	無	●	●						1988	2,280	52.7	383.0		
	北谷ダム		山の神川	太宰府市	G	無	●	●	●					1997	251	39.0	145.0		
	猪野ダム	多々良川	猪野川	久山町	G	無	●	●	●					1997	5,110	79.9	260.0		
	鳴淵ダム		鳴淵川	篠栗町	G	無	●	●	●					1998	4,400	67.4	308.0		
	ます淵ダム	紫川	紫川	北九州市	G	有	●	●	●					1973	13,600	60.0	205.5		
	瑞梅寺ダム	瑞梅寺川	瑞梅寺川	糸島市	G	有	●	●	●			●		1977	2,420	64.0	337.5		
	油木ダム	今川	今川	添田町	G	有	●	●	●		●			1971	18,200	54.6	218.0		
伊良原ダム	祓川	祓川	みやこ町	G	無	●	●	●					2017	28,700	81.3	339.0			
機構 ダム	小石原川ダム	一級	筑後川	小石原川	朝倉市	R	無	●	●	●			●	2020	40,000	139.0	558.3		
	江川ダム					G	無			●	●	●			1975	25,300	79.2	298.0	
	寺内ダム					R	有	●	●	●	●				1978	18,000	83.0	420.0	
	大山ダム			赤石川		日田市	G	無	●	●	●				2013	19,600	94.0	370.0	

※1 ダムの型式 略字の意味

※2 ダムの目的 略字の意味

G 重力式コンクリートダム

F 洪水調節

I 工業用水

R ロックフィルダム

N 既得用水の安定化、河川環境の保全

P 発電用水

G R GとRの複合ダム

W 水道用水

U 濁水対策用水

A 農業用水

*上記以外にも県内には市町等が管理するダムがあります。

*大山ダムは大分県所在のダムですが、筑後地域と福岡地域に水道用水が供給されるなど、本県において重要なダムであるため掲載しています。

・ダムを紹介

ア 伊良原ダム（祓川開発事業）

伊良原ダムは、二級河川祓川の上流約 18.5km 地点の京都郡みやこ町大字犀川下伊良原地先に計画された総貯水容量 2,870 万 m^3 の重力式コンクリートダムです。

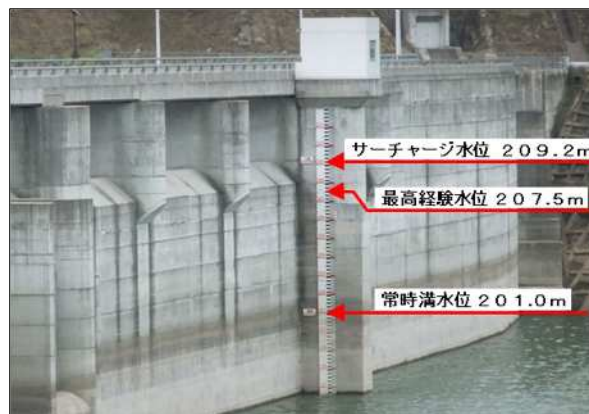
平成2年度に建設事業に着手し、平成29年5月に堤体コンクリート打設を完了、平成29年10月より試験湛水を開始しました。

試験湛水について、目標とする水位（サーチャージ水位）に到達しませんでした。これまでの湛水実績や運用実績を基に、国の専門家の技術的助言を踏まえて検討した結果、ダム堤体やダム貯水池法面などの安全性に問題はないと判断したため、令和6年12月より運用を開始しています。

事業の目的は、洪水調節、既得用水の安定化・河川環境の保全、新規水道用水の開発です。



伊良原ダム(みやこ町)



伊良原ダム(試験湛水の経験水位等)

イ 小石原川ダム

小石原川ダムは、一級河川小石原川の上流約 25.0km 地点の朝倉市江川地先に計画された総貯水容量 4,000 万 m^3 のロックフィルダムです。

平成15年度に建設事業に着手し、令和元年10月に堤体コンクリート打設を完了、令和元年12月より試験湛水を開始しました。そして、湛水開始から2年後の令和3年8月に試験湛水が完了し、令和3年10月より運用を開始しています。

事業の目的は、洪水調節、既得用水の安定化・河川環境の保全、新規水道用水の開発、渇水対策です。



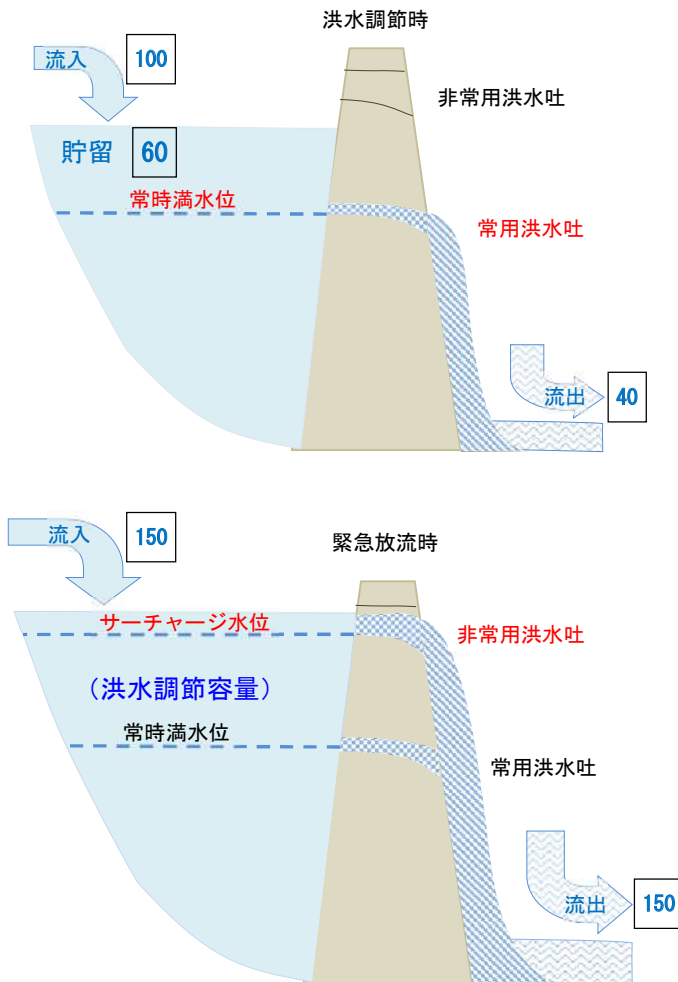
小石原川ダム(朝倉市)

(2) ダムのはたらき

ア 洪水調節

洪水時に上流の河川流量をダムで貯留して調節し、下流の河川流量を減らして水位を下げ、洪水による氾濫被害を軽減します。ダムの建設は、下流河川の改修と共に洪水防御を行う極めて有効な治水対策の一つです。

洪水調節のイメージ



想定している雨が降った場合、ダムに流入してくる洪水 100 を、口を絞った常用洪水吐から 40 放流することによって下流への流出を抑制し、それ以外の流入 60 をすべてダムの洪水調節容量内に貯めることによって洪水を調節します。

これにより下流河川の水位上昇を防ぎ、洪水被害を軽減します。

想定している以上の雨が降った場合、洪水調節容量内の水が満杯となるのでダムに流入してくる洪水 150 をそのまま全量、常用洪水吐と非常用洪水吐から下流へ放流します。

この場合でも**流入する洪水以上の流量を下流へ流すことはありません。**

事前放流

事前放流とは、ダムの空き容量が不足するような大雨が予測される場合に、利水者の協力のもと、不足する容量の確保を目標に、多目的ダム及び利水ダムの利水容量を事前に放流する取組であり、ダム下流地域の浸水被害を軽減することを目的としています。

事前放流を実施するためには、国が策定した「基本方針」に基づき、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者との間で、事前放流を開始する判断基準等を定めた治水協定を締結することが必要です。県では、令和3年1月末までに、県管理ダム全てにおいて、関係者と治水協定を締結しており、事前放流を実施する体制を整えています。

なお、これまでに、県管理ダムでの事前放流の実績はありませんが、その必要性が生じた際には、ダムの洪水調節機能を最大限活用できるよう、速やかに実施します。

イ 流水の正常な機能の維持（既得用水の安定化・河川環境の保全）

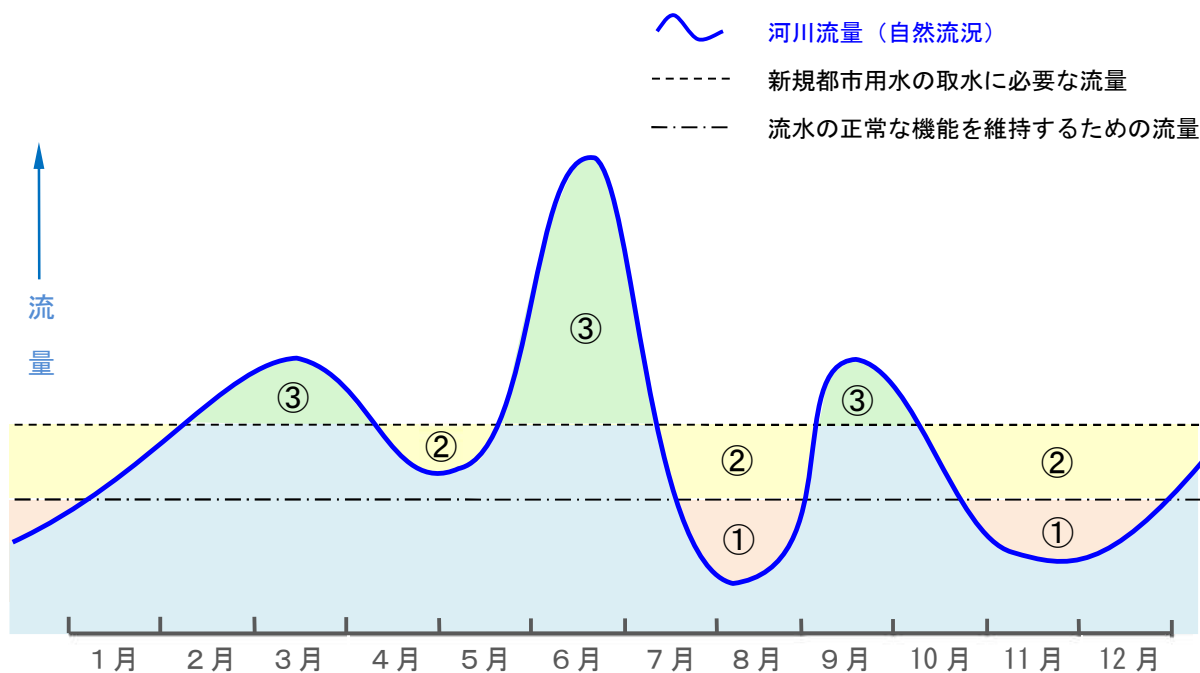
近年、河川的环境は、少雨傾向による流況の悪化や都市化による水質の悪化にさらされており、本来河川の持っている機能が維持できなくなってきました。

既得用水の安定取水、景観、漁業、地下水の維持、塩害の防止、流水の清潔の保持などの河川が本来持っている機能を正常に維持するために必要な流量を確保することは大切なことです。必要な流量が不足する場合に、貯めた水を補給して河川流況を安定化させることができるダムの建設は、流水の正常な機能を維持させる有効な手段です。

ウ 新規都市用水の開発

ダムをつくり、水を貯留することによって、渇水時にそれを補給することが可能となり、河川の持つ機能を増進させることができます。年間を通して安定的に利用できる流量を新たに確保し、水道や工業用水などの都市用水が賄えるようになれば社会の発展に寄与することができます。

また、ダムの水位を利用してクリーンエネルギーである水力発電を行っております。



自然流況下にある河川の流量では、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に満たない①のような時期があり、また、新規開発するにあたって取水に必要な流量に満たない②のような時期も出てきます。

洪水や河川流量が豊水の流況にある③のような時期に、これをダムに貯めておいて必要な時期に補給すれば、①の穴を埋めて既得用水取水の安定化や河川環境の保全を図ることができ、②の穴を埋めて安定的な都市用水の新規取水ができますようになります。

8 水資源の開発・保全

(1) 水資源の開発

本県では、県営ダムを含む56の水資源開発施設が建設されたほか、平成17年6月からは、福岡都市圏の水道用水として国内最大規模の海水淡水化施設（日量最大5万m³）が供用を開始するなど、水資源の確保に努めてきました。

ア 筑後川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）

筑後川水系における水資源開発基本計画（略称「フルプラン」）に基づき、筑後川水系における水資源開発が行われてきました。

年 月	内 容
昭和39年10月	水系指定
昭和41年 2月	計画決定（両筑平野用水）
昭和45年12月	一部変更（寺内ダムの追加等）
昭和49年 7月	一部変更（筑後大堰、福岡導水の追加）
昭和56年 1月	全部変更（水需給計画の変更、寺内ダム、筑後大堰、福岡導水、耳納山麓土地改良、筑後川下流土地改良、筑後川下流用水、竜門ダム、猪牟田ダム、松原・下笠ダム再開発、佐賀導水、城原川ダム）
昭和59年 2月	一部変更（赤石川ダムの追加等）
平成 元年 1月	全部変更（水需給計画の変更、福岡導水、筑後川下流用水、大山ダム、竜門ダム、猪牟田ダム、佐賀導水、城原川ダム、耳納山麓土地改良、筑後川下流土地改良）
平成 5年 9月	一部変更（小石原川ダムの追加等）
平成11年 1月	一部変更（福岡導水、大山ダムの変更等）
平成17年 4月	全部変更（水需給計画の変更、福岡導水、大山ダム、佐賀導水、筑後川下流土地改良、小石原川ダム、両筑平野用水二期事業）
平成25年 2月	一部変更（両筑平野用水二期事業の変更）
平成27年12月	一部変更（小石原川ダムの変更）
平成30年 6月	一部変更（改築事業群の包括掲上）
令和 3年 8月	一部変更（小石原川ダムの変更）
令和 5年 1月	全部変更（需要主導型からリスク管理型へ転換、筑後川水系ダム群連携事業、寺内ダム再生事業）

イ 多様な水資源の活用等

① 広域的水利用の促進

本県では限られた地域での需給バランスがとれるような水資源開発は困難な状況であったことから、遠隔地での水資源開発と広域導水の整備による広域的な水利用の取組みを進めてきました。

② 雨水・再生水利用の促進

雨水・再生水（雑用水）利用は、水の有効利用の観点から推進する必要があります。

本県では、県営の公共施設等で雨水・再生水の利用推進を図るとともに、「雨水利用の事例集」や「雨水利用マニュアル」を発行し、普及・啓発を行っています。加えて、県内の保育所等に雨水タンクを設置し、花壇や農作業に雨水を利用してもらうことにより、水資源の有効活用に対する県民の意識向上を図っています。



雨水タンクの設置状況



保育園における雨水の活用

③ 地下水の適正利用

地下水は、一般に水質が良好で水温が一定しており、簡単な施設を造るだけで容易に利用できることから、従来から水道用水及び工業用水として利用されてきました。

一方で、地下水の利用は、地域特性に配慮しつつ、地盤沈下や著しい水位低下を生じない範囲での適正利用に努める必要があります。

有明海に面する筑後平野南部地域では、昭和50年代より地盤沈下による被害が生じており、この対応として国は「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱」を制定し、地下水採取量、地下水位、地盤沈下量の状況を調査し、解析しています。これに伴い、本県は国土交通省より委託を受けて昭和59年度から地下水採取量等の取りまとめを行っています。

④ 「水の日」及び「水の週間」の行事の実施

国では、毎年8月1日を「水の日」、この日を初日とする一週間を「水の週間」と定めており、全国的に水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めるため、国土交通省をはじめ水に関する省庁と地方公共団体及び関係民間団体の緊密な協力の下に各種行事が実施されています。

本県でも水の有効利用、節水等に対する県民の認識を深めてもらうため、次のような行事を実施しています。

- ・ ポスター及び懸垂幕の掲示
- ・ 啓発物品の配布
- ・ 県広報誌等による広報
- ・ 中学生を対象にした水の作文コンクール



「水の日」「水の週間」キャンペーンの様子

⑤ 危機管理対策

災害に強く水に不安のない福岡県を実現するため、北九州市と福岡都市圏を結ぶ水道用水の緊急時用連絡管として、北部福岡緊急連絡管が平成23年3月に完成しました。地震のような自然災害、あるいは施設事故やテロなどの緊急事態に対する危機管理対策として、緊急時に水道用水を相互に融通することで基本的なライフラインを確保します。



北部福岡緊急連絡管の概略図

(2) 水源地域対策の促進

ア 水源地域対策の必要性

ダム建設事業は、次の点で関係地域に与える影響が他の公共事業とは大きく異なります。

- ・ 広範な水没により、水没関係地域の集落、生活・産業基盤が消失し、水没する地域の住民だけでなく残存する周辺地域住民に対しても大きな影響をもたらします。
- ・ 多くは過疎化、高齢化の進む山間部であり、代替地の取得や就労の場の確保が困難であること等から、生活再建に対する不安が大きくなります。
- ・ ダム建設による治水、利水の受益が下流地域に限られる反面、水源地域は生活・産業基盤が失われ、下流地域のために影響をうけているという意識が強くなります。
このため、水没関係住民の生活再建、水源地域の生活・産業基盤等の整備、上下流の相互理解を深めるための施策など水源地域に必要な対策を行う必要があります。

イ 水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策

水源地域対策特別措置法は、上記のような水源地域対策を行うことにより、ダム等の建設を促進することを目的として、昭和48年10月に制定されました。

小石原川ダムにおいては、同法に基づく水源地域整備計画により、平成24年度から令和5年度まで事業を実施しました。

ウ 公益財団法人筑後川水源地域対策基金

筑後川水系及び関連河川における水資源開発に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策と水没関係地域の振興を推進するために設立され、水源地域住民と下流住民の交流に対する助成や、森林保全活動を行う市民団体に対する助成などを実施しています。

- ・ 構成団体 福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、福岡市、北九州市
- ・ 基本基金 約5億円（国庫補助1/2を得て、昭和57年度～59年度で造成済み）

エ 公益財団法人福岡県水源の森基金（水源地域振興班）

福岡県内の水資源開発に伴い必要となる水源地域の振興や水没関係住民の生活再建対策等に寄与する事業を行うことを目的として設立され、水源の森の下刈り及び間伐等の整備に対する助成や、小中学校の水資源に関する体験学習への助成などを実施しています。

- ・ 主な構成団体 福岡県、北九州市、福岡市
- ・ 基本財産 約9億円

9 上下水道の現況（参考資料：建築都市部所管事業）

（1）水道の事業概要と整備状況

水の有効利用や水道施設の効率的利用、水道事業経営の効率化を図るため、次に示すような業務を通じて、広域的・計画的な水道整備を促進しています。

ア 知事権限に係る水道（用水供給）の事業認可関係及び監督（令和8年4月1日時点）

- ・水道用水供給事業 2事業体（2企業団）
- ・水道事業 27事業体（7市、20町、27事業）
- ・簡易水道事業 11事業体（4市、4町、2村、1事務組合、16事業）

（参考）

国土交通大臣権限に係る水道（用水供給）の事業認可関係及び監督（令和8年4月1日時点）

- ・水道用水供給事業 3事業体（1市、2企業団）
- ・水道事業 20事業体（15市、1町、3企業団、1事務組合、20事業）

専用水道及び簡易専用水道に関しては、市と県保健福祉（環境）事務所が担当。

イ 水質管理等に関する指導

安全な水道水を供給するため、52項目の水道水質基準が定められています。

県では、適正かつ計画的な水質検査の実施や水道施設の適切な維持管理が行われるよう、水道事業者等に対して、定期的な立入検査を実施するなど安全な水道水の供給を推進しています。

ウ 水道の広域化の推進

・水道施設の広域的整備

水道の広域化とは、水道事業の効率的経営や適正管理、合理化を図るため、市町村の行政区域を越えた水道施設の整備や経営主体の統合等を行うことをいいます。

この広域化により水資源の確保やその有効利用、経営の効率化が図られ、安全な水の安定的な供給に資するものと考えています。

県では、関係水道企業団や市町村と協議しながら、水道用水供給事業を行う水道企業団等を核とした水道の広域化を推進しています。

・水道の広域連携の推進

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応するには、水道の基盤の強化を図る必要があり、水道の広域連携は、基盤強化の有効な方策の一つとされています。

平成31年3月に策定した「福岡県水道ビジョン」において、県は、広域連携について、助言、支援や調整を積極的に行うことにより主導的な役割を果たし、水道の広域連携を推進していくこととしています。また、令和5年3月には、広域化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めた「水道広域化推進プラン」を策定し、このプランに基づき広域化の取組を推進しています。

※「福岡県水道広域化推進プラン」及び「福岡県水道ビジョン」は、下記 QR コードから県ホームページにアクセスしてご確認ください。



福岡県水道広域化推進プラン



福岡県水道ビジョン

○ 広域的に水道（用水供給）事業を実施している事業体

（令和 8 年 4 月 1 日時点）

事業主体名		設 立 年月日	計画一日 最大給水量 (m ³)	給水市町村等 (給水開始前を含む)
用 水 供 給	山神水道 企 業 団	昭 46.4.1	23,200	筑紫野市、太宰府市、 三井水道企業団
	福岡県南 広域水道 企 業 団	昭 46.10.30	186,700	大牟田市、 他 7 市 3 町 1 企業団
	福岡地区 水道企業団	昭 48.6.1	268,100	福岡市、他 5 市 6 町 1 企業団 1 事務組合
	京築地区 水道企業団	平 2.9.20	19,000	行橋市、他 1 市 5 町
	北九州市	平 18.10.12 (認可の日)	38,700	古賀市、他 1 市 4 町 1 事務組合
上 水 道	三井水道 企 業 団	昭 52.4.1	25,100	久留米市、小郡市、大刀洗町
	春日那珂川 水道企業団	昭 52.10.1	42,700	春日市、那珂川市
	宗像地区 事務組合	平 21.12.10 (認可の日)	43,800	宗像市、福津市
	北九州市	明 40.12.20	537,000	北九州市、芦屋町、水巻町
	中間市	昭 46.5.1	32,600	中間市、遠賀町
	田川広域 水道企業団	令 5.3.13	42,200	田川市、糸田町、川崎町、 福智町

エ 水道の普及状況

県の水道普及率は、令和7年3月末時点、給水人口4,850千人で、総人口5,093千人に対し95.2%となっております。水道未給水人口は243千人という状況にあります。

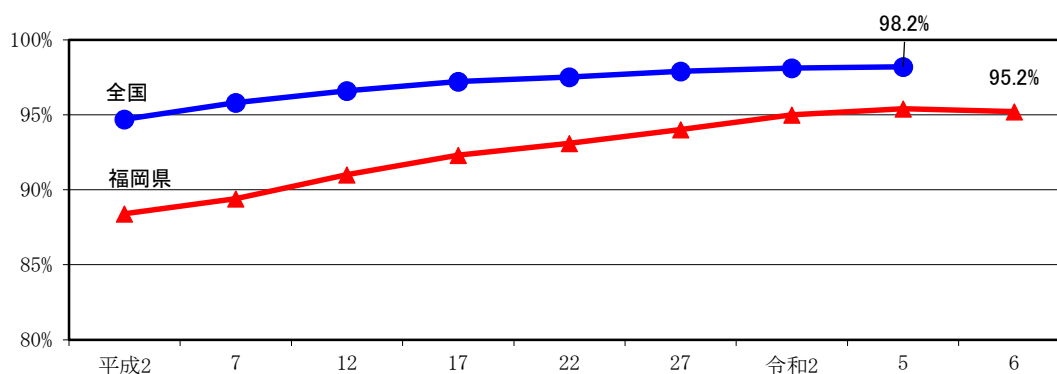
○ 現在給水人口と普及率

(令和7年3月末時点)

圏域	総人口 (人)	現在給水人口 (人)			圏域別 普及率	
		上水道	簡易水道	専用水道		
福岡	2,658,158	2,573,520	2,551,615	1,208	20,697	96.8%
北九州	1,208,554	1,167,819	1,159,200	4,109	4,510	96.6%
筑後	850,313	744,936	719,674	2,470	22,792	87.6%
筑豊	376,911	364,686	354,540	5,795	4,351	96.8%
県計	5,093,936	4,850,961	4,785,029	13,582	52,350	95.2%

※ 専用水道については、自己水源によるもののみを計上

○ 水道普及率の推移 (福岡県、全国)



オ 水道の給水状況

令和6年度における県内の年間給水量は491,692千 m^3 であり、そのうち上水道による給水が490,097千 m^3 (98.2%)と、その大部分を占めています。

○ 圏域別、年間・平均給水量等

(上水道、簡易水道、令和6年度)

広域圏	年間給水量 (千 m^3)	一日平均給水量 (m^3)	一人一日 平均給水量 (ℓ)
福岡	241,102	660,552	259
北九州	129,700	355,341	305
筑後	73,962	202,637	281
筑豊	46,928	128,571	357
県計	491,692	1,347,102	281

端数処理：小数点第1位を四捨五入

○ 一日平均給水量：年間給水量 ÷ 365日 (1年)

○ 一人一日平均給水量：一日平均給水量 ÷ 現在給水人口

(2) 下水道の事業概要と整備状況

生活環境の改善、浸水被害の防除及び河川その他の公共用水域の水質保全、並びに下水道事業経営の効率化を図るため、次に示すような業務を通じて、広域的・計画的な下水道整備を促進しています。

ア 知事権限に係る下水道の事業認可関係及び監督（令和8年4月1日時点）

- ・単独公共下水道事業 20事業体（12市、8町）
- ・流域関連公共下水道事業 27事業体（14市、14町[※]）^{※佐賀県基山町含む}
- ・特定環境保全公共下水道事業 11事業体（8市、3町）

（参考）

国土交通大臣権限に係る下水道の事業認可関係及び監督（令和8年4月1日時点）

- ・流域下水道事業 1事業体（1県、8事業）
- ・単独公共下水道事業 2事業体（2市）
- ・特定環境保全公共下水道 2事業体（2市）

イ 放流水質管理等に関する指導

下水道法では、公共下水道及び流域下水道から、河川その他の公共用水域に放流される水の水質基準が定められています。

県では、適正かつ計画的な放流水質検査の実施や下水道施設の適切な維持管理が行われるよう、下水道事業者に対して、県への定期的な水質報告により適正な汚水の処理を推進しています。

ウ 下水道の広域化・共同化の推進

人口減少に伴う使用料収入の減少、下水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の下水道の直面する課題に対応するには、下水道の経営基盤の強化を図る必要があり、下水道の広域化・共同化は、基盤強化の有効な方策の一つとされています。

県では、広域化・共同化の推進方針や、これに基づく当面の具体的取組の内容等を定めた「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」を令和5年3月に策定し、このプランに基づき市町村や関係機関と協議しながら、広域化・共同化の取組を推進しています。

○ 広域化・共同化を実施している事業体

関連市町村等	取組内容	実施年度
遠賀町⇒ 福岡県（流域）	遠賀町の農業集落排水施設を廃止し、流域下水道へ接続	令和元年度
中間市⇒ 福岡県（流域）	中間市のコミュニティ・プラント2施設を廃止し、流域下水道へ接続	令和3年度
岡垣町	農業集落排水施設を廃止し、公共下水道へ接続	令和2年度
豊前市	し尿処理場を廃止し、公共下水道へのし尿・汚泥受入を実施	令和元年度

※「福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画」は、下記 QR コードから県ホームページにアクセスしてご確認ください。

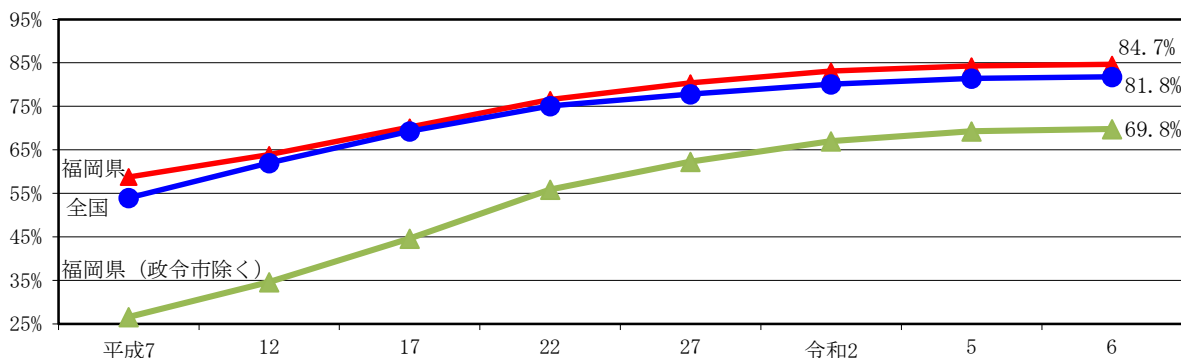


福岡県汚水処理事業広域化・共同化計画

エ 下水道の普及状況

県の下水道普及率は、令和7年3月末時点、処理人口4,296千人で、総人口5,073千人に対し84.7%となっております。また、政令指定都市である北九州市、福岡市を除いた普及率は、69.8%となっております。

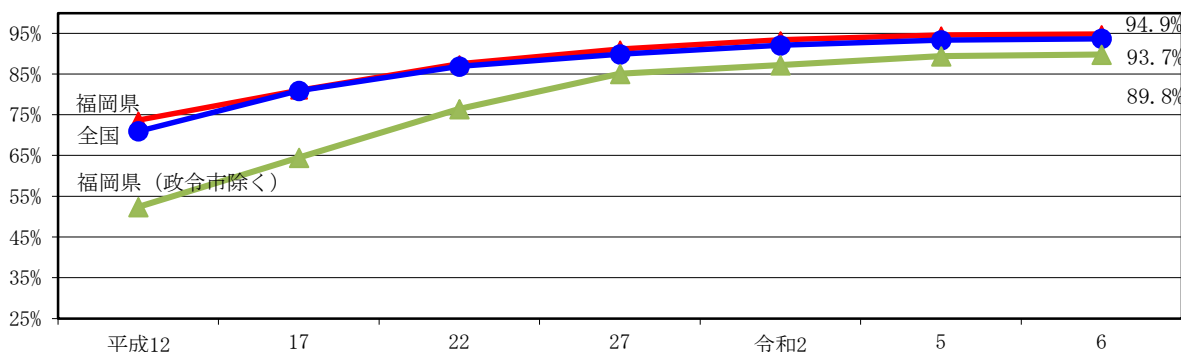
○ 下水道処理人口普及率の推移（福岡県、全国、福岡県（政令市除く））



※下水道処理人口普及率とは、行政区域内の総人口に対する下水道を利用できる人口の割合です。

【参考】

○ 汚水処理人口普及率の推移（福岡県、全国）



※汚水処理人口普及率とは、行政区域内の総人口に対する下水道、農業集落排水施設等^{注1}、浄化槽等^{注2}の汚水処理施設を利用できる人口の割合です。

注1：農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設

注2：浄化槽、コミュニティ・プラント

○ 下水道の処理人口と普及率

(令和7年3月31日時点)

市町村名	処理場名 (流域処理場)	A		B		C		B/A	C/B	種別			備考
		行政人口 (人)	処理人口 (人)	整備面積 (ha)	水洗化人口 (人)	下水道 処理人口 普及率 (%)	水洗化率 (%)	単 公	流 関	特 環			
1 政令市 (下水道事業実施)													
北九州市	皇后崎・新町・日明・北湊・曾根	908,181	906,899	16,662	903,283	99.9%	99.6%	単		特			
福岡市	中部・東部・和自・西部・西戸崎・新西部	1,609,050	1,604,830	17,201	1,601,337	99.7%	99.8%	単	流	特			[御笠]
小計 (2市)		2,517,231	2,511,729	33,863	2,504,620	99.8%	99.7%	2	1	2			
2 中核市及び一般市 (下水道事業実施)													
大牟田市	北部・南部	103,759	77,318	2,029	57,801	74.5%	74.8%	単					
久留米市	中央・南部・田主丸	299,539	264,787	5,582	233,877	88.4%	88.3%	単					
直方市	(遠賀川中流)	54,591	20,840	591	15,867	38.2%	76.1%		流				[遠中]
飯塚市	飯塚	123,604	58,150	1,588	53,366	47.0%	91.8%	単					
柳川市	柳川	61,088	11,855	421	8,902	19.4%	75.1%	単					
八女市	(矢部川)	59,205	16,344	569	13,051	27.6%	79.9%		流				[矢部]
筑後市	(矢部川)	48,972	19,659	541	15,511	40.1%	78.9%		流				[矢部]
大川市	大川市	30,880	8,525	240	6,182	27.6%	72.5%	単					
行橋市	行橋	71,839	16,907	354	15,394	23.5%	91.1%	単					
豊前市	豊前市	23,149	9,423	452	7,472	40.7%	79.3%	単					
中間市	(遠賀川下流)	38,829	34,197	819	31,358	88.1%	91.7%		流				[遠下]
小郡市	(宝満川)(福童)	59,463	57,138	1,325	52,632	96.1%	92.1%		流				[宝満][筑中]
筑紫野市	(御笠川)(宝満川)(宝満川上流)	106,161	101,341	1,638	100,520	95.5%	99.2%		流	特			[御笠][宝満][宝満上流]
春日市	(御笠川)	111,647	111,647	1,380	111,182	100.0%	99.6%		流				[御笠]
大野城市※	(御笠川)	103,068	103,034	1,469	102,852	※100.0%	99.8%		流				[御笠]
宗像市	宗像	96,572	95,370	2,668	94,493	98.8%	99.1%	単					
太宰府市	(御笠川)(宝満川上流)	71,440	71,208	1,430	69,609	99.7%	97.8%		流	特			[御笠][宝満上流]
古賀市	古賀	59,182	51,119	1,005	47,652	86.4%	93.2%	単					
福津市	福岡・津屋崎	69,200	68,982	1,298	64,226	99.7%	93.1%	単		特			
うきは市	屋敷・吉井・浮羽	27,178	25,063	1,034	21,665	92.2%	86.4%						特
宮若市	(遠賀川中流)	25,910	5,102	229	3,279	19.7%	64.3%		流	特			[遠中]
朝倉市	(福童)	49,752	30,571	925	24,712	61.4%	80.8%		流	特			[筑中]
みやま市	上長田・(矢部川)	34,038	4,528	167	2,586	13.3%	57.1%	単	流				[矢部]
糸島市	前原・黒磯	103,984	72,340	1,169	69,992	69.6%	96.8%	単		特			
那珂川市	(御笠川)	49,255	48,561	710	48,054	98.6%	99.0%		流	特			[御笠]
小計 (25市)		1,882,305	1,384,009	29,631	1,272,235	73.5%	91.9%	12	13	8			
3 町 (下水道事業実施)													
宇美町	(多々良川)	36,733	34,105	710	32,499	92.8%	95.3%		流				[多々良]
篠栗町	(多々良川)	31,233	30,143	536	29,366	96.5%	97.4%		流				[多々良]
志免町	(多々良川)	46,325	46,325	807	44,878	100.0%	96.9%		流				[多々良]
須恵町	(多々良川)	29,512	24,101	481	24,140	81.7%	100.2%		流				[多々良]
新宮町	新宮中央	33,036	28,664	450	27,991	86.8%	97.7%	単					<福岡市和自>
久山町	(多々良川)	9,386	9,145	352	8,838	97.4%	96.6%		流	特			[多々良]<福岡市東部>
粕屋町	(多々良川)	48,431	47,588	769	45,985	98.3%	96.6%		流				[多々良]
芦屋町※	芦屋町	12,585	12,580	524	12,511	※100.0%	99.5%	単		特			
水巻町	(遠賀川下流)	27,483	26,780	587	24,549	97.4%	91.7%		流				[遠下]
岡垣町	岡垣町	31,246	30,233	798	29,415	96.8%	97.3%	単					
遠賀町	(遠賀川下流)	18,856	16,193	410	15,232	85.9%	94.1%		流				[遠下]
小竹町	(遠賀川中流)	6,853	1,600	64	800	23.3%	50.0%		流				[遠中]
鞍手町	(遠賀川下流)	14,736	8,257	317	6,375	56.0%	77.2%		流				[遠下]
筑前町	三輪中央・(宝満川上流)	30,854	27,960	784	24,431	90.6%	87.4%	単	流				[宝満上流]
大刀洗町	(福童)	16,141	14,753	526	13,734	91.4%	93.1%		流				[筑中]
広川町	(矢部川)	19,060	9,450	326	6,946	49.6%	73.5%		流				[矢部]
苅田町	苅田町	37,363	20,957	439	17,767	56.1%	84.8%	単					
みやこ町	豊津	17,589	1,437	34	1,237	8.2%	86.1%	単					
吉富町	吉富	6,477	4,482	169	2,564	69.2%	57.2%	単					
築上町	椎田・築城	16,219	5,790	162	4,678	35.7%	80.8%	単		特			
小計 (20町)		490,118	400,543	9,244	373,936	81.7%	93.4%	8	13	3			
4 その他市町村 (下水道事業未実施)													
小計 (2市9町2村)		183,167											
県総計 (29市29町2村)		5,072,821	4,296,281	72,739	4,150,791	84.7%	96.6%	22	27	13			
【政令市除く】		2,555,590	1,784,552	38,876	1,646,171	69.8%	92.2%	20	26	11			

注1) 行政人口は、令和7年3月末現在の住民基本台帳人口。
 注2) 市町村名に「※」が付いているものは、普及率を四捨五入した結果、100.0%となる市町村を示す。
 注3) 処理場名において、()は流域処理場、備考の<>は他市町の処理場。
 注4) 種別とは次のとおり。(単公): 単独公共下水道、(流関): 流域関連公共下水道、(特環): 特定環境保全公共下水道
 注5) 備考の[]は流域下水道名。 [御笠]: 御笠川那珂川流域下水道、[多々良]: 多々良川流域下水道、[宝満]: 宝満川流域下水道、
 [宝満上流]: 宝満川上流流域下水道、[筑中]: 筑後川中流右岸流域下水道、
 [遠下]: 遠賀川下流流域下水道、[矢部]: 矢部川流域下水道、[遠中]: 遠賀川中流流域下水道

(3) 福岡県の流域下水道

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域を対象として、2以上の市町村の区域から発生する下水を排除し終末処理場を有するもの又は雨水のみを排除し流量を調整する施設を有するものをいいます。幹線管渠、ポンプ場、処理場及び雨水調整池などの建設及び維持管理は、原則として県が行います。処理区域内の下水は、それぞれの市町村が整備する公共下水道(流域関連公共下水道)によって集められ、流域下水道の幹線管渠に接続し、終末処理場で浄化します。

県が実施している流域下水道事業は8流域あり、全流域下水道が供用を開始しています。

○ 福岡県流域下水道の事業概要

(令和8年3月末時点)

箇所名	御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名	御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度	S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度	S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画								
計画面積 (ha)	9,634	4,756	1,615	1,550	2,703	3,271	2,458	2,842
計画人口 (千人)	707.2	199.6	64.3	39.3	61.6	79.8	61.5	62.4
計画処理能力 (m ³ /日)	274,200	67,000	28,280	16,400	27,000	35,000	28,800	28,700
管渠延長 (km)	29.3	31.7	18.9	40.9	30.8	19.1	28.8	37.1
R6年度								
処理面積 (ha)	8,988	3,649	1,080	992	1,764	2,133	1,550	846
処理人口 (千人)	708.4	190.9	60.0	38.0	70.6	85.4	48.6	27.5
処理水量 (m ³ /日)	203,032	47,197	24,587	—	17,429	20,569	12,663	5,456
管渠延長 (km)	29.3	31.7	12.1	31.2	30.8	19.1	28.8	34.7
関連市町名	(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 宮若市 小竹町

※全体計画の計画処理水量は日最大汚水量、令和6年度末処理水量は日平均流入水量です。

※宝満川上流流域下水道については、平成10年4月1日より宝満川浄化センターにて処理しています。

※宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいます。



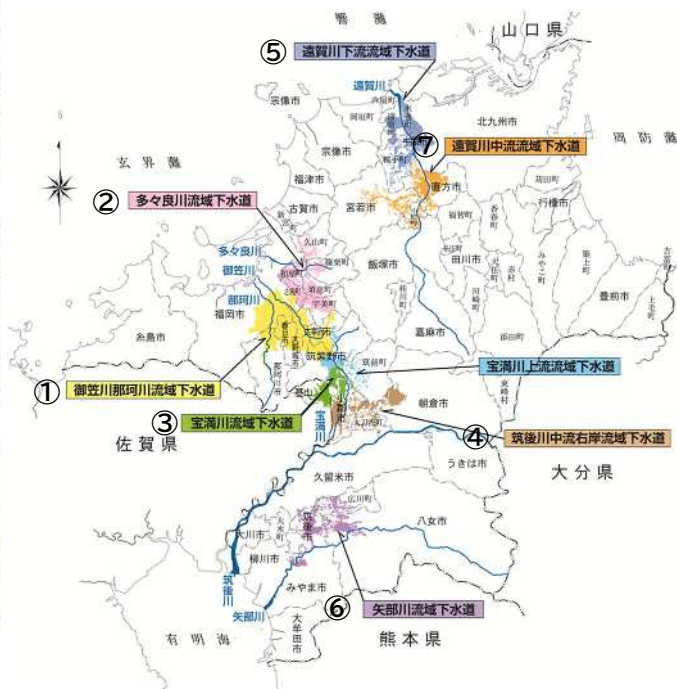
①御笠川浄化センター



②多々良川浄化センター



③宝満川浄化センター



④福童浄化センター



⑤遠賀川下流浄化センター



⑥矢部川浄化センター



⑦遠賀川中流浄化センター

(4) 上下水道の地震等の緊急時に備えた対応

上下水道は県民生活や社会経済活動を支える基盤として必要不可欠なものです。

令和6年に発生した能登半島地震では、耐震化未実施の上下水道施設に甚大な被害が生じ、最大約14万戸が断水し、上下水道施設が長期にわたって機能停止したため、被災地の生活に大きな影響がありました。

そのような状況を回避するため、上下水道施設の耐震化を進めることが重要です。

特に、避難所や災害拠点病院等の「重要施設」に接続している管路や、浄水場、下水処理場及びそれらの施設に直結した管路などの「急所施設」は、被災すると広範囲かつ長期的に影響を及ぼすため、上下水道が連携し、計画的に耐震化を進める必要があります。

県では、市町村等の事業者に対し、上下水道耐震化計画に基づく施設の計画的な耐震化や国庫補助の活用について助言を行うなど耐震化を促進しています。

更に、全ての施設の耐震化には時間を要することから、大規模地震の発生に備え、事業者や国等とともに、上下水道が一体となって早期復旧を図るための体制づくりを図っていきます。

【送水用耐震管布設工事】



【下水道管路耐震化対策（管更生工法）】

